

改正

昭和49年10月1日条例第31号

昭和51年3月31日条例第13号

昭和62年3月30日条例第3号

平成9年3月31日条例第13号

平成15年3月14日条例第1号

平成16年3月30日条例第11号

平成17年9月22日条例第117号

平成21年3月13日条例第1号

平成27年3月27日条例第1号

平成31年3月28日条例第1号

鴻巣市交通安全対策会議条例

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき鴻巣市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鴻巣市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の区分により、市長が任命する。
 - (1) 国の関係地方行政機関の職員 1人
 - (2) 埼玉県の職員 1人

- (3) 埼玉県警察の警察官 1人
- (4) 市職員 5人
- (5) 教育委員会の教育長
- (6) 埼玉県中央広域消防本部消防長

6 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第4条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民生活部自治振興課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第31号)

この条例は、鴻巣市部課設置条例の施行の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第13号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第3号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第11号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第117号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。